

長浜市告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和8年3月2日から令和8年3月16日まで長浜市役所都市建設部建設監理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月1日

長浜市長 浅見 宣義

1 路線名及び占用を制限する区域

路線名	区 間
大路相撲庭線	長浜市大路町字棚田1825番地先から 長浜市相撲庭町字三九郎40番1地先まで

2 占有の制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限開始の期日

令和8年3月1日

5 その他

内保高山線については、道路法第37条第2項の規定により制限の区域の指定を解除する。